

「地域連携・産地づくり計画」策定要領

制定 令和元年9月13日付け農第882号

1. 趣旨

コメ生産に依存する農業構造の改革と、高齢化の進展により産地の維持・形成が難しくなっている。

本県では、新規就農者の確保や企業による農業参入の取り組みなど担い手の育成に力を入れているが、産地をけん引する存在になるためには経営規模や販路拡大に時間を要する。

このことから、新規の担い手確保と同時に、既に自らの出荷体制や販路、技術等を有し、地域の中核となって産地化を図ることが可能な経営体「地域をけん引する経営体」の誘致にも力を入れていく。

そこで、このような経営体が、県および市町村と協力し、経営を行う地域の周辺農業者や農業法人等に自らの出荷体制や販路、技術等を波及・共有しながら、地域を巻き込んだ産地づくりに取り組むために、「地域連携・産地づくり計画」の策定を推進する。

2. 策定主体

下記の要件をすべて満たす経営体とする。

- ①進出する地域の農業の実情にふさわしい取組内容であり、産地形成や産地再生につながる規模である。
- ②進出先の県や市町村と協力関係を築く意思がある。
※なお、本計画の策定に当たっては、隠岐支庁・農林振興センターおよび市町村等を策定の構成者に加えることとする。
- ③自らが有する出荷体制や販路、生産や加工等の技術等を活かして、進出地域の農業者や農業法人と連携する意欲がある。

3. 策定方法と認定

策定主体は、様式1に地域連携・産地づくり計画（様式2）を添付し、進出先の市町村を経由して島根県知事に申請するものとする。

知事は、策定主体から申請があったときは、計画の内容を審査し、策定主体に認定の可否を通知するものとする。

附則 この通知は令和元年10月1日から施行する

様式 1

年 月 日

島根県知事 ○○ ○○ 様

策定者：

住 所：

代表者 職・氏名

印

地域連携・産地づくり計画認定申請書

このことについて、「地域連携・産地づくり計画」策定要領（令和元年9月13日付け農第882号）」に基づき届け出ます。

※様式2「地域連携・産地づくり計画」を添付する